

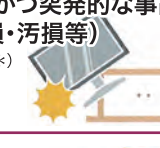


賃貸物件の「損害保険」見直してみませんか

—— 事故対応は当社キーマイトにおまかせ下さい ——

そこでアパート・マンションオーナーの皆様方におかれましては、今一度ご自身の「賃貸物件の火災保険証券」をご確認下さい。「住宅総合保険」にきちんと加入していますでしょうか。左側(補償内容一覧)の様に、補償されておりますでしょうか。特に賃貸物件の場合には次の2つの特約が大変有効な補償となっていることが、管理会社の立場での経験上、数多く遭遇してまいりましたのでアドバイスさせていただきます。

〈補償内容一覧〉

①火災	
②落雷	
③破裂・爆発	
④風災・雹(ひょう)災・雪災	
⑤住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等 <small>航空機の墜落、車両の飛び込みなど</small>	
⑥給排水設備に生じた事故等による水漏れ	
⑦騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等	
⑧盗難 <small>明記物件のうち貴金属・宝石等は1個または1組ごとに100万円が限度となります。</small>	
⑨不測かつ突発的な事故(破損・汚損等) <small>免責金額(※) 3万円</small>	
⑩水災 <small>台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等により損害を受けた場合</small>	

には次の2つの特約が大変有効な補償となっていることが、管理会社の立場での経験上、数多く遭遇してまいりましたのでアドバイスさせていただきます。

①建物賠償責任特約

保険対象物件(建物)の所有・使用・管理に起因し、またはその建物を賃貸する業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷ついたり、他人の財物に損壊を与えたりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金が支払われます。

②家賃損害補償特約

左記補償一覧の①～⑩の事故に対し、保険対象の建物に損害が生じ、その結果、家賃収入がなくなってしまう時に、予めお約束した復旧期間内に生じる家賃損失額に対し保険金が支払われます。

ちなみに弊社は、損害保険の代理店業としては半世紀以上の歴史と実績を重ねてまいりました。皆様方の大切な資産であるアパートやマンションの管理をお任せ頂いておりますと、様々な事故等に遭遇することがありますが、事故の報告をお受けした時は、直ちに当社スタッフが現場に駆けつけ事故の状況を写真撮影した上、保険会社の事故受付センターに速やかに通報しております。その上で保険金請求も合わせて実施し、オーナーや入居者の方々に喜んで頂ける様、努力を重ねているところでございます。「保険に関するご相談」は、どんなことでもご遠慮なくご連絡下さい。心よりお待ちしております。

